

第 1 章 組織

つがる西北五広域連合事務局設置条例

平成 1 1 年 4 月 1 日
条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるために必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和 7 年 号〕

(事務局の設置)

第 2 条 広域連合長の権限に属する事務を処理させるため、事務局を設置する。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 9 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。